

F B データ受付サービス利用規定

1. F B データ受付サービス

- (1) F B データ受付サービスは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）と大分銀行（以下「当行」といいます）との間で指定する通信手段（以下「メディア」といいます）により、総合振込、給与振込、口座振替などの各サービスの取引データを一括で伝送し、取引を依頼することができます。
- (2) 前号の各サービスを利用する場合は、当行所定の書式による申込が必要となります。
- (3) 本サービスの利用にあたって依頼人は本規定に加え、F B サービス共通規定（以下「共通規定」といいます）の各条項に従うこととします。

2. 契約の成立

当行はお客さまからこの規定の取引に係る申込を当行所定の方法により受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

3. 資金の決済

- (1) 本サービスを利用するにあたっては、申込書にもとづく支払資金を振込指定日の前営業日までに申込書記載の振込資金引落口座（以下「指定口座」といいます）へ入金してください。当行は、この支払資金を指定口座から指定日に自動振替により引落すものとします。
- (2) 支払資金の入金が遅延した場合には、当行は支払資金が決済されたことを確認するまで振込手続きを取扱わないことができます。
- (3) 支払資金の引落にあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

4. データの受付

- (1) 本サービスにおいて依頼人が当行あて送信するデータの仕様は、当行所定のものとします。
- (2) 各種伝送データは、当行所定の時間内に当行所定の送付先へ、利用サービスごとに定められた送信時限までに完了するものとします。
- (3) 本サービスの利用にあたっては、メディアごとに指定した各種暗証番号、確認コードなどを所定の方式で送信するものとします。
- (4) 当行で受信した各種暗証番号、確認コードなどがお届けの内容と一致した場合は、送信者を依頼人としてデータの受付処理を行います。
- (5) 依頼人が送信し当行が受信、受付処理を行ったデータは、送信内容の変更・取消はできません。
- (6) 依頼人は、当行にデータを送信後、すみやかに当行所定の方法にてデータの合計件数・金額などの送付内容を通知することとします。
- (7) 組戻し等により振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の出金口座に入金いたします。

5. 手数料等

本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料を、別途指定された預金口座から毎月所定の日に自動的に引き落とすものとします。

6. 各利用サービス規定等

本サービスの利用にあたっては、総合振込、給与振込、口座振替などの各利用サービスに定められた規定等に従うものとします。

7. 免責条項

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、当行が取引データ等を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご連絡ください。

8. 届出事項の変更等

指定口座、各種暗証番号など届出内容に変更がある場合には、当行所定の用紙によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 解約

- (1) 依頼人がこのサービスを解約する場合は、当行所定の方法により取引店に届出るものとします。
- (2) 1年以上にわたりサービスのご利用がない場合や、他の取引の解約規定に抵触するなど、このサービスの継続ができないと当行が判断する相当の事由がある場合は、当行は予め書面で通知のうえサービスを中止することがあります。

10. 規定の準用

この規定および共通規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書により取扱います。

11. 規定の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

12. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以 上

2024年10月1日改訂